

第 34 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 21 年 6 月 29 日（月）15:30～17:10
場 所：プリムローズ大阪 2F 鳳凰東の間
- 2 出席委員：池田委員、高橋委員、塚口委員、中原委員、西山委員、花嶋委員、藤田委員、前迫委員、増田委員、又野委員、宮前委員、山口委員、山田委員、増田専門委員
- 3 議 題：
 - 1 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
 - 1-1 計画策定段階の環境配慮に関する改定について
 - 1-2 規定整備に関する改定について
 - 1-3 その他の改定について
 - 2 その他
- 4 議事内容
 - 1 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定について
 - 1-1 計画策定段階の環境配慮に関する改定について
 - 事務局が改定案について説明
 - 質疑応答

(委 員) 資料 1－2 の方法書等への記載（技術指針案）の点線の中で、複数案を比較しなかった又は比較できなかった場合は、その理由を記載するものとありますが、複数案を比較しなかったという意味と複数案は比較できなかったという意味はどう違うのでしょうか。

(事務局) 「検討しなかったもの」としては、民間事業であれば自分の土地でしか出来ないとか、規模でしたら人口などからこのぐらいの規模となるなど、検討する以前に決まってしまうものもあると考えております。一方、この場所しか用地の確保が出来なかったという場合には、「検討したが出来なかった」という結果になるのではないかと考えております。

(委 員) 今の質問に近いのですけれど、代替案の想定があるとすると、土地が取得されて初めて代替案が出てきます。土地があつてこの場所に建てたい、道路ですとここにバイパスを通したい、街中を幹線道路で通すなどの案が出てきますよね。道路の場合比較的分かり易いですが、清掃工場の場合ですと、それほどたくさん可能な土地はないですね。結局今言われたように、比較出来なかった場合が多いのではないのでしょうか。

もう一つは先ほどの資料の 1－3 で代替案を比較する表が方法書のイメージとしてありますが、その他のところに経済面が入ってくるのではないかと思うのです。最近点数を付けて評価を行うというようなことをしていますが、例えば選定案と A 案、B 案とあるところで、選定案の経済的メリットが非常に大きければ、合計すると選定案の点数が高くなります。その選定案を審査会に持って来られて、これを審査してくださいと言っても、それはおかしいのではないかとちょっと疑問に思います。

(会 長) ありがとうございます。他に何かありませんでしょうか。解釈的な御意見はあ

りましたが、特にここを修正すべきという御意見はありませんでしたので、運用上内容を正していくこととして、事務局の示している改定案について、環境影響評価審査会として御承認頂くこととしてよろしいでしょうか。

(委員) (了)

(会長) ありがとうございます。それでは案について審査会として承認したことといたします。

(委員) 言葉の表現として1つ気になるのですが、資料の1-2のところで複数案を比較しなかったとすると複数案があるのに比較しなかったと読み取れます。そうではなく案が一つしかない、複数案がないという意味ではないのですか。

複数案があるのに比較しないのは、さっきの説明にあったこの場所しか無いというのとは違うのではと思うのですが。

(会長) それでは、複数案を比較しなかった場合を、複数案を比較出来なかった場合として統一してはどうですか。しなかった場合というのは、意図的な意味合いを含みますので、広く出来ない場合としてはどうですか。

では、ここの「複数案を比較しなかった又は」を削除し、比較出来なかったに統一することで修正して下さい。

それでは計画策定段階の環境配慮に関する改定に関して、御承認頂いたことといたします。

1-2 規定整備に関する改定について

○ 事務局が改定案について説明

○ 質疑応答

(会長) 規定整備の改定は、法令の改定に伴う改定ですので内容については問題ないと思いますが、何かこの内容について御質問ありませんでしょうか。

(委員) 航空機騒音について、基準値は、一日平均ですか、それとも朝昼晩で設定されているのですか。

(事務局) 一日平均の数字です。一日に飛んでいる飛行機を全てエネルギー的に足し合わせて、それを時間帯で重み付けして一日の時間で平均することにより、一日の平均としての数字を算出しています。

(委員) 1日に10回しか飛ばないような飛行場でも意味があるのですか。

10回しか飛ばない場合、それを1日の時間で割ると値は低くなると思うのです。1回がうるさくてたまらないのに、1日10回だけだから我慢してくれということなのでしょう。

(事務局) 計算上は頻度が低くなると、数値が小さくなっていくかと思いますが。ただエネルギー的に平均したうえで対数をとりますので、単純に回数が10分の1になれば数値も10分の1になるというわけではありません。

(会長) いま示されています、規定整備に係る技術指針の改定案について、承認して頂いてよろしいでしょうか。

(委員) (了)

(会長) ありがとうございます。

1-3 その他の改定について

○ 事務局が改定案について説明

○ 質疑応答

(委員) p.12 に溶存酸素量という文言が追加されてそれは必要なことだと思いますが、
他が SS や COD といった表記ですので、溶存酸素量 (DO) のように、日本語の後ろに括弧で略称を入れるなど統一できればいいのではと思うのですがどうでしょうか。

(事務局) 表記がそろっておりませんので、御指摘のとおり統一したいと思います。

(会長) 他に御指摘等ありませんか。今回の指摘による修正をした上で事務局案としてよろしいですか。

(委員) (了)

(会長) ありがとうございます。

今回の技術指針の改定は、資料 1-1 にありますように環境配慮部会において検討頂いた内容です。環境配慮部会において、中原先生を中心としておまとめ頂いたのですね。中原先生この件について御感想などありましたらお願いします。

(中原委員) 環境配慮部会は平成 14 年に設置されまして、計画段階から環境配慮を行うことをアセスの考え方に取り入れていくことが重要であろうとの考えの下で、色々と検討して参りました。本日の御承認をもって最終的な目的を達することが出来たと思っております。

今回の技術指針の改定については、部会としては私と塚口委員、山口委員、増田委員、楨村委員の 5 人で、事務局の作られた案について審議を行って参りました。今回の配慮事項の見直しについて、事業計画の策定の経緯がより詳しく情報公開され、環境配慮の促進とコミュニケーションの質の向上が図られるものと考えております。どうも色々とありがとうございました。

(会長) 環境配慮部会の先生方、長い間本当に御苦勞様でした。それでは確認でございますが、技術指針の環境配慮についての改定案を御承認頂いたことで、環境配慮部会の役目は終わったこととなりますので、部会を廃止することといたします。したがって部会の先生方は任が解かれることとなりますので御了承ください。環境配慮部会の皆様、お疲れ様でした。

2 その他

- 事務局より今後のスケジュールについて説明。